

発注者・センター・会員間の契約関係を見直します

当センターでは、令和6年11月のフリーランス法（※）施行に伴い厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、**会員の皆様が請負・委任の形態で就業する場合の契約方法**について、見直しを行います。

具体的には、会員の皆様がフリーランス法の下で、安心・安全に就業できるよう、発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式とします。

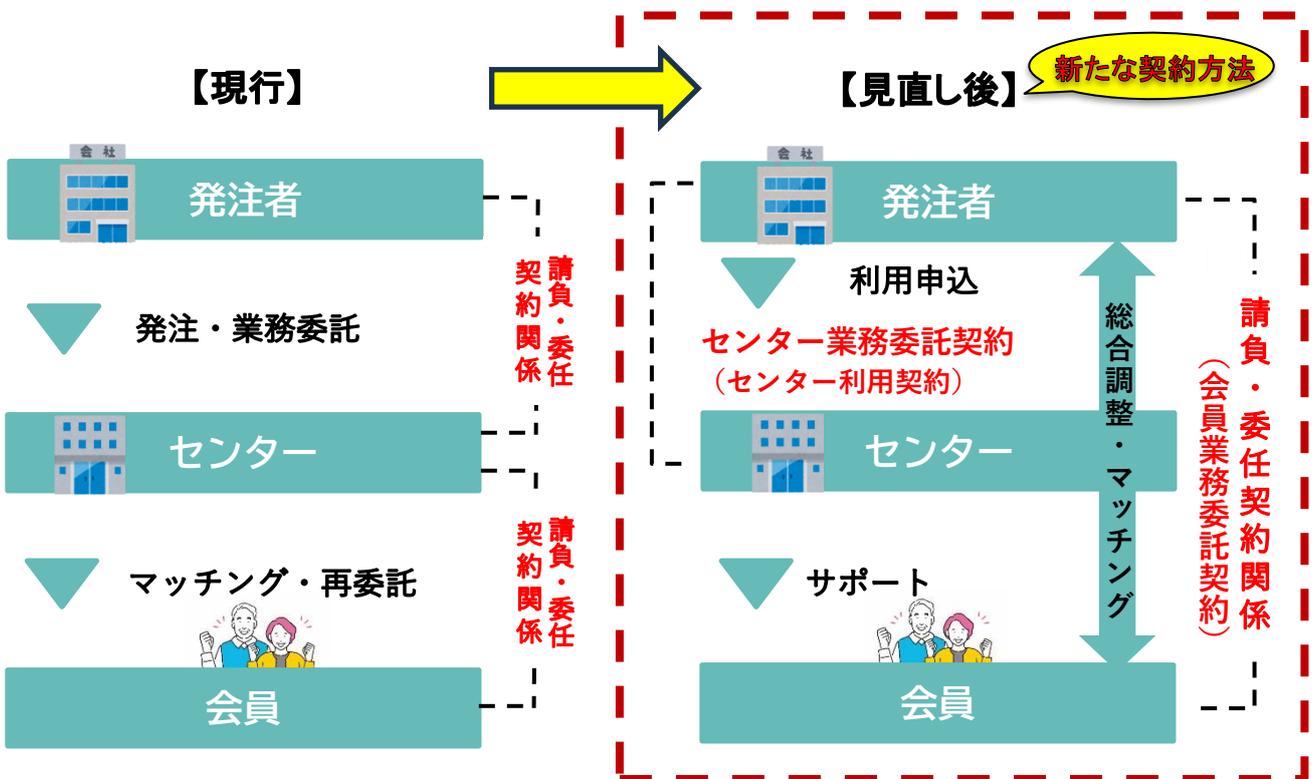
この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません**。（裏面1参照）

新たな契約方法への移行は、令和7年度以降、順次、実施することとしており、令和7年度は、発注者が公共や個人・家庭の場合について実施します。

これにより、発注者が公共や個人・家庭の場合は、会員の皆様には、これまでの「就業条件明示書」に代えて、「会員業務仕様書」をお示しします（民間は時期が確定次第、別途お知らせいたします）。

発注者	見直し時期	会員への送付物
公共	令和7年4月	会員業務仕様書
個人・家庭		
民間	未定	就業条件明示書 (従来どおり)

見直しのイメージ



※フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバー会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

会員の皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

